

第6回東京都市圏総合都市交通体系調査（パーソントリップ調査）の概要

①調査目的

第6回東京都市圏総合都市交通体系調査（パーソントリップ調査）は、「人」の動きに着目し、「どんな人が、どんな目的で、どこからどこへ、どのような交通手段で」移動したか等について調査し、「平日1日の動き」の実態を知ることによって今後の交通計画を検討するための基礎的な資料を得ることを目的としております。

パーソントリップ調査は国土交通省関東地方整備局及び東京都市圏に属する都県政令市（1都4県5政令市）等で構成される東京都市圏交通計画協議会により、10年に一度の頻度で実施しております。

また、その調査結果は圏域内各地域における交通や都市計画等をはじめ、まちづくりの検討に向けた有用なデータとして幅広く利用されており、平成30年度には、東京都市圏（1都4県）の居住者を対象に、大規模な交通実態調査を実施いたします。

②調査対象地域

千葉県では全市町村（千葉市を除く）を対象とし、習志野市においても市内全域が調査対象地域となります。

③調査対象者

千葉県内の市町村の住民基本台帳より無作為に抽出した、概ね9万世帯の5歳以上の方、全員が調査対象者となり、千葉県より割り振られた習志野市の必要抽出世帯数は2,856世帯を予定しております。

④調査内容と調査方法

ある平日の1日の動きについて、千葉県が別途委託する業者より調査対象世帯へ調査依頼はがき又は調査票を郵送にて送付します。回答はWEB上で入力して回答するか、調査票に記入して返送するかの2種類の方法があり、調査対象者はいずれかの方法を選ぶことができます。なお、調査票による回答の場合、返送先は千葉県といたします。

⑤調査期間

調査期間は、平成30年9月から11月までの約3ヶ月間を予定しており、予め指定する平日の1日を調査日として実施いたします。

⑥ 根拠法令等

本調査は、統計法第19条に基づき、国土交通大臣が総務大臣に申請を行った上で実施する一般統計調査です。

また、本調査は都市交通の実態を把握するために実施される調査であり、市町村のマスタープラン等を作成する際にはこれを踏まえることが望ましいとされております。そのため当該調査はマスタープラン作成の際の基礎資料となることから市町村の事務と解され、調査対象者名簿の作成については、住民基本台帳法第1条に基づき、自らの住民基本台帳の情報を利用することに該当し利用が可能との見解を総務省より受けております。

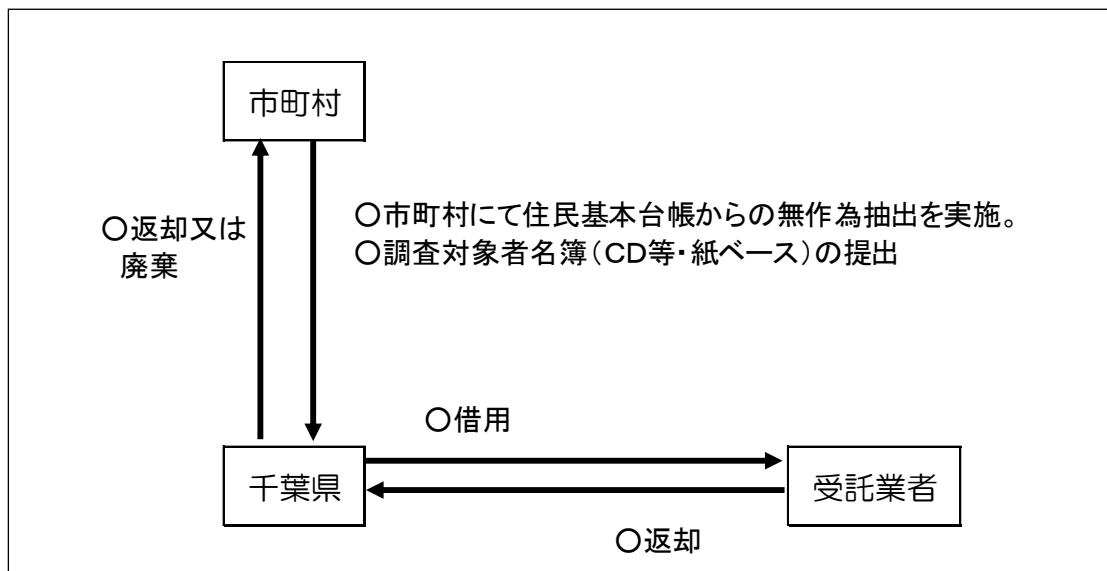
⑦ 調査対象世帯の抽出について

本調査は、統計精度の確保及び公平性の観点から、市町村の住民基本台帳から無作為に調査対象世帯を抽出いたします。

本市においては前回、第5回東京都市圏総合都市交通体系調査においても今回と同様に個人情報保護審議会に諮問し（平成20年5月7日付け都計第31号）、目的外提供について適切なものと答申をいただいております（平成20年5月30日付け個答申第1号）。

なお、本諮問に対して目的外提供について適切なものと答申をいただけた場合、千葉県と「第6回東京都市圏パーソントリップ調査の実施に関する協定書」を締結し、調査に協力いたします。

【電算抽出の流れ】



⑧ 個人情報の管理

抽出した個人情報については個人情報保護管理計画書、個人情報保護法、千葉県個人情報保護条例、習志野市個人情報保護条例等を遵守し、千葉県が責任をもって適正に管理するものとしております。

【事故発生時の連絡体制】



⑨ スケジュール

時期	対応	実施内容
平成30年 6月	市町村	個人情報保護審議会の開催
平成30年 7月	県・市町村	協定書の締結
	市町村	抽出作業（電算）の実施
平成30年 8月	県（受託業者）	調査対象者名簿のとりまとめ
平成30年 9月	県・市町村	広報誌・HPへの掲載
平成30年 9月 ～11月	県（市町村）	調査開始・問い合わせ対応
平成31年 3月	県	調査結果の集計
平成31年度	県	補完調査の実施
平成32年度	県	調査成果のとりまとめ

参考

○統計法

(一般統計調査の承認)

第十九条 行政機関の長は、一般統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

○住民基本台帳法

(目的)

第一条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。